

2013年2月15日

宇治市長 山本 正 様

宇治・世界遺産を守る会
代表世話人 須田 稔
宇治・防災を考える市民の会
代表 志岐 常正

桜並木の伐採および塔の島河川工事について市民説明会の開催要請

貴下ますますご清祥のことと存じます。

さて、宇治川の塔の島（府立宇治公園：塔の島・橘島）の桜並木をはじめ樹木が、昨年12月下旬に、一気に伐採される事件が起こり、それを見た市民からの驚愕と怒りの声が巻き起こり大きな社会問題となっています。各新聞社も、毎年桜まつりなどで市民が楽しみ、また日頃慣れ親しんでいる塔の島地区の景観と環境が、市民に全く知らされないままの河川工事で一気に破壊され、無残な姿をさらしていることへの市民の怒りの声を大きく報道しています。

さる2月3日に私ども市民団体が開催した「塔の島地区ウォッチングと交流会」は、90人を超える市民が参加し、市民の関心の大きさを表しています。

今回の桜並木伐採事件の原因は、国土交通省の河川工事ではありますが、塔の島公園を管理する京都府と宇治市にも責任があるのは明白です。

宇治川は宇治のまちの生命線であり、塔の島地区は宇治のシンボル景観です。「宇治市景観計画」（平成20年4月1日）は、「行動指針」としてで「①住民主体の景観づくり、②シンボル景観（世界遺産周辺一帯）の保全と継承、③ふるさと宇治の景観の保全と創造、④快適でうるおいのある景観づくり」をかかげ、「景観形成における基本方針」で「宇治川や世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯の宇治市のシンボル景観として位置づけられる区域並びに特に景観に配慮すべき区域については、重点区域としてその保全に努めます。」と定め、さらに類型別基本方針では「宇治川や、世界遺産である平等院、宇治上神社及びその周辺一帯を、宇治のシンボル景観として位置付け、『景観計画重点区域』として背景もふくめて保全し、後世に引き継いでいくことを、市民・事業者・行政の務めとします。」と定めています。

塔の島地区は「景観計画重点区域」の「重点区域3」であります。

また「宇治市景観計画」は、「景観構成要素」として、宇治川（宇治橋上流）、宇治橋、世界遺産集積地（平等院周辺、宇治上神社周辺）、歴史的遺産集積地（塔の島周辺、興聖寺・亀石周辺）などを明記しています。そして「景観重要公共施設」として、宇治川（河川）、京都府立宇治公園（公園）を定め、この施設の整備を行う際には本計画の方針に基づき景観に配慮するものとします。」と定めています。

平成21年2月に「宇治の文化的景観」が、都市では初めての「重要文化的景観」として、文部科学省によって選定告示されました。その「宇治の文化的景観」の「景観重要構成要素」（文化的景観をかたち作っている様々な要素のうち本質的な価値を担

っているもの)として、宇治川、宇治公園、宇治橋、平等院、宇治上神社などを特定しています。

平等院と宇治上神社の二つの世界文化遺産も、宇治川があつての存在であり、二つの世界遺産と宇治川は一体のものとして世界文化遺産景観を構成しています。これが破壊されると、登録時点と異なって美観が損なわれているとの理由で、世界文化遺産の登録が抹消される怖れもあります。

宇治市のシンボル景観である塔の島地区の景観と環境を大改変する工事が、市民に知らされることなく乱暴なやり方で進められていることについて、宇治市は市民に説明する責任があると考えます。

ここに書面をもって下記の事項を要請致します。ご多用ご多忙と存じますが2月28日までにご回答をいただきたいと思ひます。

記

1、宇治市が、責任をもってすみやかに、市民への説明会を開催し、市民への説明責任を果たし、また市民の意見を聴いていただきたい。

市民に説明していただきたい内容は下記の①～⑤までの5項目にわたります。

- ①塔の島地区河川改修事業の全容、河川工事の具体的内容、樹木に関する計画内容。
- ②「宇治市景観計画」、「宇治の文化的景観」など宇治市の景観に関する計画や条例に規定された手続き。
- ③宇治市の見解。宇治市まちづくり審議会、宇治市文化的景観検討委員会など法令上関わる機関の審議経過・内容および意見。
- ④文部科学省文化庁の見解。
- ⑤京都府の見解。

2、桜並木などの伐採工事をすみやかに中止し、計画を見直すように国土交通省淀川河川事務所に要請してください。

3、市民への説明会をすみやかに開催するよう、国土交通省淀川河川事務所に要請してください。淀川河川事務所は市民への説明会を開催してほしいという要請に対して難色を示して、「HPや全戸配布で意見募集する」としているようですが、市民が意見を言うためには、市民への説明会が絶対に必要です。

4、国土交通省淀川河川事務所所長の諮問機関である「塔の川地区景観構造検討会」が、現在、会議非公開、資料非公開で行われています。これは河川法の趣旨に反するものであり、ただちに会議を公開し、資料を公開されるよう淀川河川事務所に要請してください。

以上

宇治・世界遺産を守る会

代表世話人 須田 稔

事務局世話人 藪田秀雄

〒611-0033

京都府宇治市大久保町北ノ山1-1-1 藪田秀雄方

Tel & Fax 0774-48-2472

e-mail Hideo.Yabuta@mc2.seikyou.ne.jp

宇治・防災を考える市民の会

代表 志岐常正

事務局長 紺谷吉弘

事務局次長 梅原 孝

〒611-0021

京都府宇治市宇治下居4-7 京都建築労働組合宇治支部方

Tel 0774-24-2223